

平成27年 8月10日(月) 13:30
石狩市役所5階 第2委員会室

平成27年度第1回 石狩市社会福祉審議会提出資料

へき地保育所の保育料について

石狩市保健福祉部

1 諮問の趣旨

★子ども・子育て支援新制度におけるへき地保育所の運営

平成 24 年 8 月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が、平成 27 年 4 月に本格スタートしました。

石狩市内には、現在、厚田保育園、聚富保育園、はまます保育園の 3 つのへき地保育所があり、これまで、一定の要件を満たす場合においては、運営に係る経費について、国、道からの補助金等により、財政支援がされてきたところではありますが、新制度の施行に伴い、国の予算においては、これまでの運営費補助金が予算化されておらず、今後は、法に基づく特例給付等による対応が必要となっています。

★特例保育適用後におけるへき地保育所の保育料

このようなことから、石狩市は、特例保育を適用してへき地保育事業を運営するため、平成 27 年 3 月 9 日付けで北海道石狩振興局経由により国との協議を行っていましたが、この度、7 月 17 日付けで北海道石狩振興局より国から離島その他の地域における特例保育の公定価格にかかる協議の結果について通知があり、本年 4 月 1 日から来年 3 月 31 日まで 3 園ともに特例保育が認められたところでもあります。

特例保育適用後のへき地保育所の保育料は、政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額が上限となり、その額は、石狩市教育・保育の実施に関する規則の別表第 1 及び別表第 2（以下「別表」という。）に規定する金額となります。

へき地保育所の保育料は、現在、石狩市へき地保育所条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項で一律 12,000 円となっていますが、特例保育適用後は、別表に規定する金額が上限となることから、条例第 7 条第 2 項の保育料の減免の規定を適用し、別表に規定する金額が 12,000 円以上の場合は 12,000 円、12,000 円未満の場合は当該金額となるよう石狩市へき地保育所条例施行規則を改正する必要があります。

★へき地保育料の減免

新制度の施行後における保育料の改定時期は毎年 9 月でありますことから、条例で規定しているへき地保育所の保育料の額を変更することなく、保育料の減免により実質的に特例保育適用後の保育料の額にするため、石狩市社会福祉審議会条例第 2 条の規定に基づき、本審議会において審議をお願いするものであります。

■平成 27 年 8 月 1 日現在の児童数

- ①厚田保育園：18 人
- ②聚富保育園：14 人
- ③はまます保育園：19 人

2 ヘキ地保育所の選択肢

ヘキ地保育所については、平成 26 年度までは、運営費支援として補助事業で実施してきたところでありましたが、新制度施行後については、次の方向性で対応することとなります。

石狩市では、時間的な制約や保護者の負担増などを考慮し、パターン 2 を選択したところがあります。

●パターン 1

ヘキ地保育所を地域型保育事業（小規模保育事業）に移行（認可事業化）

※国では、パターン 1 を基本と考えている。（目指して欲しい）

①「3号認定子ども」の受入れ

→ 地域型保育給付費による支給

（3号認定子どもの利用定員を設定＝要「確認」）

②「1号認定子ども」の受入れ

→ 特例地域型保育給付費「特別利用地域型保育」による支給

★提供に当たっては、地域型保育事業として、条例で定める認可基準を遵守

③「2号認定子ども」の受入れ

→ 特例地域型保育給付費「特定利用地域型保育」による支給

★提供に当たっては、地域型保育事業として、条例で定める認可基準を遵守

●パターン 2

当面、地域型保育事業へ移行せず、現行形態のまま運営

※「特定」施設・事業としての基準の適用を受けません。

「特定」施設・事業化のためには、これまでの運営形態のままでは困難であるケースが多いと想定されるため、実情的には、パターン 2 が現実的な選択肢と考えられます。

①「1号認定子ども」、「2号認定子ども」、「3号認定子ども」の受入れ

→ 特例地域型保育給付費「特例保育」による支給

※将来的な「特定」施設・事業化への検討は必要です。

■3つの認定区分

①1号認定：教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

②2号認定：満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

③3号認定：満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

3 特例保育

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域で、1号認定（教育標準時間認定）・2号認定（満3歳以上・保育認定）・3号認定（満3歳未満・保育認定）子どもが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業以外の事業を利用する場合は、国との協議により特例保育を提供することになります。

なお、特例保育は、現行の「へき地保育事業」からの移行が想定されますが、当該「特例保育」は、「特定」施設・事業としての基準の適用を受けない特例的な事業であることから、まずは地域型保育事業の利用定員の運用面等における離島その他の地域に係る柔軟な取扱いにより、できる限り「特定」施設・事業への移行を基本とし、その上でなお移行が困難な場合のセーフティネットとして運用するものとなっています。

※法第30条第1項第4号

4 特例保育のポイント

（1）国との協議が必要

市内へき地保育所3園について、それぞれ園ごとに国との協議が必要です。

（2）支給認定が必要

へき地保育所を利用する子どもについて、支給認定が必要です。

（3）保育料の設定

特例保育としてへき地保育事業で運営《特例地域型給付費の「特例保育」として運営》するので、新制度の「特定」施設や事業ではありません。

このため、施設・設備基準、人員配置基準、運営基準について新制度に関連する条例等の適用を受けずに施設運営ができます。

保育料は、政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（多子軽減等の適用あり）が上限となります。

（4）「特定」施設・事業への移行が前提

あくまでもセーフティネットなので、「特定」施設・事業への移行が前提です。経過措置的な要素が強いため、「特例保育」がいつまで続くかわかりません。

5 ヘキ地保育所の保育料

(1) 現行の保育料

世帯の所得の状況その他の事情に関係なく、条例で一律 12,000 円と規定しています。

(2) 特例保育適用後の保育料

特例保育適用後のヘキ地保育所の保育料については、別表を適用したときの額が 12,000 円未満の場合は当該金額を上限にする必要があることから、石狩市ヘキ地保育所条例施行規則を一部改正し、減免により保育料を減額する必要があります。

6 石狩市教育・保育の実施に関する規則における保育料

表 1 教育標準時間の場合の保育料（月額）

（単位：円）

階層区分	教育標準時間	
①生活保護世帯	0	
②市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む）	3,000 (0)	当該金額に引下げ
③市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	10,900 (9,900)	
④市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	15,300	
⑤市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	20,500	一律 1 万 2 千円

注 1：小学校 3 年までの範囲において、最年長の子どもから順に 2 人目以降の子どもが幼稚園等を利用している場合、第 2 子について半額、第 3 子以降については無料となります。

注 2：母子世帯等又は在宅障がい児（者）のいる世帯で、②階層及び③階層に認定された場合の保育料は、下段のかっこ書きの金額となります。

（※）「母子世帯等」とは、母子・父子家庭世帯、「在宅障がい児（者）のいる世帯」とは、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる世帯をいいます。

注 3：階層区分認定の際の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄附金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除、外国税額控除等の適用はありません。

注 4：階層区分は、4 月から 8 月までは前年度分の市町村民税、9 月から翌年 3 月までは当年度分の市町村民税により決定します。

表2 保育標準時間及び保育短時間の場合の保育料（月額）

（単位：円）

階層区分		保育標準時間			保育短時間		
階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	①生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	6,300 (0)	4,200 (0)	4,200 (0)	6,300 (0)	4,200 (0)	4,200 (0)
C1	市町村民税均等割額のみの世帯	13,700 (12,700)	11,600 (10,600)	11,600 (10,600)	13,400 (12,400)	11,400 (10,400)	11,400 (10,400)
C2	市町村民税所得割課税額 7,800 円未満	16,600 (15,600)	14,000 (13,000)	14,000 (13,000)	16,300 (15,300)	13,700 (12,700)	13,700 (12,700)
C3	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	17,600 (16,600)	14,900 (13,900)	14,900 (13,900)	17,300 (16,300)	14,600 (13,600)	14,600 (13,600)
C4	市町村民税所得割課税額 54,600 円未満	21,000	18,900	18,900	20,600	18,500	18,500
C5	市町村民税所得割課税額 61,000 円未満	22,500	20,300	20,300	22,100	19,900	19,900
C6	市町村民税所得割課税額 70,000 円未満	24,000	21,600	21,600	23,500	21,200	21,200
C7	市町村民税所得割課税額 79,000 円未満	27,000	24,300	24,300	26,500	23,800	23,800
C8	市町村民税所得割課税額 88,000 円未満	28,500	25,700	25,700	28,000	25,200	25,200
C9	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	30,000	27,000	27,000	29,400	26,500	26,500
C10	市町村民税所得割課税額 106,000 円未満	35,600	33,200	31,100	34,900	32,600	30,500
C11	市町村民税所得割課税額 124,000 円未満	37,800	34,900	31,500	37,100	34,300	30,900
C12	市町村民税所得割課税額 133,000 円未満	40,100	35,700	32,000	39,400	35,000	31,400
C13	市町村民税所得割課税額 151,000 円未満	42,300	36,500	32,400	41,500	35,800	31,800
C14	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	44,500	39,000	33,200	43,700	38,300	32,600
C15	市町村民税所得割課税額 244,000 円未満	54,900	39,600	34,000	53,900	38,900	33,400
C16	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	61,000	41,900	36,300	59,900	41,100	35,600
C17	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	69,300	42,000	36,300	68,100	41,200	35,600
C18	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	83,200	42,000	36,300	81,700	41,200	35,600

当該金額に引下げ



一律 1 万 2 千 円

注1：小学校就学前までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所等を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。

(※) 保育料軽減の算定対象人数には、以下の小学校就学前子どもを含めます。

保育所、地域型保育、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援（算定対象となる施設等は、認可を受けている施設に限ります。）

注2：年齢区分は、原則として、年度の初日（4月1日）の年齢区分となります。

注3：母子世帯等又は在宅障がい児（者）のいる世帯で、B階層からC3階層までに認定された場合の保育料は、下段のかっこ書きの金額となります。

(※) 「母子世帯等」とは、母子・父子家庭世帯、「在宅障がい児（者）のいる世帯」とは、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる世帯をいいます。

注4：階層区分認定の際の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄附金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除、外国税額控除等の適用はありません。

7 今後のスケジュール

- ・平成27年8月：本審議会からいただいた意見や答申を踏まえ、石狩市へき地保育所条例施行規則を改正
- ・平成27年9月：平成27年9月以降の保育料に反映